

入 札 説 明 書

件 名

大型高速デジタル複写機賃貸借

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和元年7月4日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 **大型高速デジタル複写機賃貸借** 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「**OA機器賃貸**」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合におい

て、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時ににおいて4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類： 一般競争入札参加申請書
(添付書類)なし

イ 提出期間：令和元年7月4日から令和元年7月23日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和元年7月23日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は令和元年8月2日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

6 競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和元年7月4日から令和元年7月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。
- (3) 4(1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる入札参加申請書等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届（様式第10号）」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要

とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること）。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。
 - ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）
 - イ 提出期間：5 (1)イに同じ。
 - ウ 提出場所：5 (1)ウに同じ。
 - エ 提出方法：5 (1)エに同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、**令和元年8月2日までに**、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：**令和元年8月26日 16時00分**
ただし、郵便による入札の受領期限は**令和元年8月23日**とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課入札室
ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金：免除
- (2)契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身

分証等ですべて原本)並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**(別添様式によること。)を提示又は提出しなければならない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
- ア 件名(大型高速デジタル複写機賃貸借)
 - イ 入札金額(1か年当たりの賃借料(課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き)[月額基本料金の12か月分と複写料金の12か月分の合計額])
 - ・入札金額は、別添「大型高速デジタル複写機賃貸借入札書の記載金額について」と「仕様書別紙1」を参照のうえ、記載すること。
 - ・想定枚数は、あくまでも想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の使用枚数が、想定枚数に満たない場合であっても、本市は一切の責を負わない。
 - ウ 日付(持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。)
 - エ 宛て先(「仙台市長」と記入すること。)
 - オ 入札参加者本人の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)
 - カ 入札者氏名及び押印(押印は、外国人にあつては、署名をもって代えることができる。)
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。
- 郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費(ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。)を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。なお、契約金額については、「17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い」を併せて参照すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること(えんぴつ等の容易に消去可能な

筆記用具は使用しないこと)。

- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出し

た入札書

- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入札室に入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日（その期間中に仙台市の

休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

令和元年10月1日に予定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札金額に、新消費税率10%（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額とする。
- (2) 後日、新たな経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されなかった場合は、変更契約により金額の変更を行う。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、本市は本契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
（免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。
写真付名刺，健康保険証は不可。）
- 代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛て先) 仙 台 市 長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印

電 話 番 号

物品等又は特定

役務の名称 (件名)

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

連絡先 担当者氏名

電 話 番 号

E-mail :

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。

大型高速デジタル複写機賃貸借入札書の記載金額について

入札金額は、日本通貨による表示とし、1か年当たりの賃貸料(消費税及び地方消費税額抜き)
 [月額基本料金の12か月分と複写料金(下表の月毎の使用想定枚数×単価)の12か月分の合計額]で入札すること。

賃 借 料

●基本料金	月額	円
-------	----	---

●複写料金				
1枚～	枚	枚～	枚	枚以上
@	円	@	円	@
	円	@	円	@
	円	@	円	@

月	想定枚数	基本料金	複写料金	合計金額
4月	852,000枚	円	円	円
5月	720,000枚	円	円	円
6月	879,000枚	円	円	円
7月	683,000枚	円	円	円
8月	853,000枚	円	円	円
9月	568,000枚	円	円	円
10月	638,000枚	円	円	円
11月	734,000枚	円	円	円
12月	572,000枚	円	円	円
1月	449,000枚	円	円	円
2月	779,000枚	円	円	円
3月	1,170,000枚	円	円	円
合計	8,897,000枚	円	円	円

↑
入札書に記載する金額

※ 提出は不要です。

入札書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

年 月 日

(宛て先)

様

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

入札書

印

※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
...捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を除いた金額

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

※支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○○

印

※支店長が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

入札書

印

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社（商店）名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は 年 月 日
を代理人と定め、
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

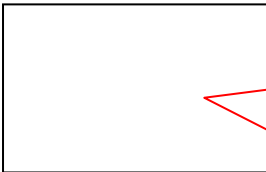
私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、令和〇〇年〇〇月〇〇日
 仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
 一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

【案】

大型高速デジタル複写機賃貸借契約書（長期継続契約用）

仙台市（以下「発注者」という。）と消費税に係る

課
免

 税業者 _____

（以下「受注者」という。）とは、下記の条項により、大型高速デジタル複写機（以下「複写機」という。）の「賃貸借及び消耗品供給」に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、受注者が複写機を常時正常に稼動し得る状態において発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写のために必要な消耗品（用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。

（定義）

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

（対象物件）

第2条 この契約の対象物件は、別紙に定める複写機とする。

（契約期間）

第3条 複写機の契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。

（設置場所）

第5条 複写機の設置場所は、仙台市 _____ とする。
2 設置場所への搬入及び設置場所（次項の規定により変更された設置場所を含む。以下同じ。）からの搬出は、受注者が行う。
3 発注者は、設置場所の変更を必要とする場合には、あらかじめその旨を受注者に通知し、その変更を求めることができる。
4 前項の規定による設置場所の変更に要する費用については、発注者と受注者とが協議のうえ決める。

（納入期限）

第6条 複写機の納入期限は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日とする。

（賃借料）

第7条 賃借料は、基本料金及び複写料金の合計額に課税時点での消費税率を乗じて得た金額を加えた金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1月ごとに算定する。
2 基本料金は、別紙に定める額とする。
3 当該月の使用期間に1月未満の端数がある場合における基本料金は、前項の基本料金の額に当該使用期間の日数に対する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てる。)とする。

- 4 複写料金は、当該月の複写枚数（受注者が第11条第1項又は第2項の規定による複写機の点検及び調整又は修理のために使用した複写枚数及び受注者の責めに帰すべき事由により不良の複写が生じた場合における当該複写枚数を除く。）に応じ、別紙に定める区分ごとに当該区分に係る単価を乗じて得た額の合計額とする。

（賃借料の請求及び支払い）

第8条 受注者は、毎月10日までに、前月分の賃借料について、請求書により請求を行うものとし、発注者は、請求書を受理した日から30日（請求書の内容の全部又は一部が不当であることにより返付した場合は、返付した日から是正された請求書を受理した日までの日数を除く。）以内にこれを支払うものとする。

- 2 前項の請求は、当該前月分の複写枚数について、あらかじめ発注者の確認を受けて行わなければならない。

- 3 発注者は、第1項に規定する日までに賃借料を支払わない場合には、その翌日から支払いをする日までの日数について当該賃借料に、遅延損害金約定利率の割合で算出した遅延利息を付して支払うものとする。

（所有権の表示）

第9条 受注者は、複写機に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

（複写機の使用）

第10条 発注者は、善良な管理者の注意をもって複写機を使用しなければならない。

（保守及び消耗品の供給）

第11条 受注者は、発注者が複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に複写機の点検及び調整を行わなければならない。

- 2 複写機が故障した場合において、発注者の要請があったときは、受注者は、直ちに複写機の修理に着手し、速やかにこれを正常な状態に回復させなければならない。

- 3 受注者の責めに帰すべき事由により複写機が正常な状態で稼働できない場合において、発注者の請求があったときは、受注者は、速やかに、これに代えて他の正常な複写機を発注者の使用に供しなければならない。

- 4 受注者は、随時巡回して消耗品の不足が生じないように、消耗品の供給を行わなければならない。発注者からの申出があった場合も、同様とする。

- 5 受注者が、第1項から前項までの規定による業務（以下「保守等の業務」という。）を怠り、発注者の業務に支障を与えたときは、発注者と受注者とが協議のうえその月の賃借料を減額することができる。

（保守等の代行）

第12条 前条の規定により、受注者が行うべき保守等の業務及びこれに付帯する業務は、次に掲げる保守代行者が受注者に代わって行うことができる。

保守 代行者	商号又は名称	所在地

- 2 前項又は次条第1項ただし書きの規定により保守代行者が受注者の業務を代行する場合において、当該保守代行者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、受注者は、当該保守代行者とともに、その責めを負うものとする。

（再委託等の禁止）

第12条の2 受注者は、前条第1項に定めるものを除くほか、保守等の業務及びこれに付帯する

業務を第三者に履行させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第 21 号によるものを除く。）の期間中の者に保守等の業務及びこれに付帯する業務を履行させてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。
- 3 第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第 21 号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。
- 4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

（身分証の携帯）

第 13 条 受注者は、保守等の業務を行うに当たり第 5 条の設置場所に立ち入る場合は、当該業務を行う受注者又は保守代行者の従業員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

（秘密の保持）

- 第 14 条** 受注者は、保守等の業務を行うに際して知り得た発注者の業務上の秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。
- 2 受注者は、保守代行者に対し、当該保守代行者が保守等の業務を代行するに際して知り得た発注者の業務上の秘密を保持させなければならない。

（保険）

第 15 条 受注者は、その負担において、複写機に動産総合保険を付するものとする。

（違約金）

第 16 条 受注者の責めに帰すべき事由により、第 6 条の納入期限までに複写機を発注者の使用に供することができない場合は、受注者は発注者に対し、違約金として、第 3 条の契約期間内に支払われるべき基本料金の総額に、その遅滞した日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額を支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第 17 条** 発注者又は受注者がある責めに帰すべき事由（保守代行者の責めに帰すべき事由を含む。）により、相手方に損害を与えた場合における損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議のうえ定める。
- 2 第 15 条の動産総合保険により補填された損害については、受注者は、補填された額を超える部分に限り、その賠償を発注者に対して請求することができる。
 - 3 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件に損害が生じた場合（次条第 1 項及び第 19 条第 1 項に規定する場合を除く。）における当該物件の修繕費用は、受注者がこれを負担する。

（物件の全部滅失による賃借料の取扱い）

- 第 17 条の 2** 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は発注者に対し、当該滅失の日から契約期間の満了の日までの賃借料を請求することができない。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は前項の賃借料を

請求する権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

(物件の一部滅失による賃借料の減額等)

第 17 条の 3 物件の一部が発注者の過失によらないで滅失したときは、発注者は受注者に対して、その滅失した部分の割合に応じて賃借料の減額を請求することができる。

2 前項の場合において、残存する部分のみでは発注者が賃借をした目的を達成することができないときは、発注者はこの契約の解除をすることができる。

(権利の移転)

第 18 条 受注者は、発注者の承諾を得ずに、この契約上の権利の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約の解除)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。

(3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4) 前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により賃借料が3分の2以上減少するとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 19 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、賃借料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合による解除)

第 19 条の 3 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定し

たとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第19条の4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき

(2) 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用してると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

(3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

(4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

(5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

(7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。

3 第19条の2第1項の規定は、前2項の規定による解除の場合に準用する。

4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（損害賠償の予定）

第20条 受注者は、第19条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、賃借料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合におい

て、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（予算の減額等による契約変更等）

第21条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

（契約終了の措置）

第22条 第3条の契約期間が満了し又はこの契約が解除により終了した場合は、受注者は、直ちに、複写機及び消耗品を第5条の設置場所から搬出しなければならない。

（その他）

第23条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

上記契約の証として、本書2通を作成して、発注者と受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 仙台市 区
氏 名 仙 台 市
代表者 市 長 印

受注者 住 所
氏 名 印

別紙

契 約 対 象 物 件

品 名	規 格	数 量

賃 借 料

基 本 料 金	月 額 _____ 円
---------	-------------

複 写 料 金		
複 写 枚 数 の 区 分		単 価
1 枚 ~	枚まで	円
枚 ~	枚まで	円
枚 ~	枚まで	円
枚 ~	枚まで	円
枚 以上		円

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

（長期継続契約）

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

（予算の減額等による契約変更等）

第2条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

仕 様 書

件 名 大型高速デジタル複写機賃貸借

Large High-speed Digital Copier Lease Contract

発注課 仙台市財政局契約課

1 調達物品の概要

今回賃貸借により調達する機器は、複写機本体及び専用自動無線綴機等から構成され、原稿の読み取りから、プリント、丁合及び製本までの一連の処理を行なうことができるものである。

2 調達物品の品名及び数量

大型高速デジタル複写機 一式

3 納入場所

仙台市役所本庁舎 2階 浄書コーナー
仙台市青葉区国分町3丁目7-1

4 納入期限

令和元年10月1日

5 賃貸借期間

令和元年10月1日～令和6年9月30日

6 機器構成

(1) 複写機本体 (A・B)	各1台
(2) 自動原稿送り装置	2台
(3) ホチキス製本装置	2台
(4) 自動無線綴機	1台

※なお、一体型でも可とする。

7 機器仕様

原稿の読取り、プリント、丁合及び製本の各工程について並行処理ができるものであって、各機器の構成は次の通りである。

(複写機本体 (A))

名 称		機 能 等
原稿サイズ		B 5 ～ A 3 判の範囲が可能
解 像 度		入・出力ともに 600dpi 以上
プリント (用紙) サイズ		A 4 ～ A 3 判の範囲が可能
連続プリント速度		A 4 判 135 枚／分以上 A 3 判, B 4 判 70 枚／分以上
プリント倍率	任意倍率	25～400% (1%刻み) の範囲が可能
給紙方法		5 段給紙トレイ以上, 4,000 枚以上セット可能
編集機能		画像編集及びページ編集が可能であること

(複写機本体 (B))

名 称		機 能 等
原稿サイズ		B 5 ～ A 3 判の範囲が可能
解 像 度		入・出力ともに 600dpi 以上
プリント (用紙) サイズ		A 4 ～ A 3 判の範囲が可能
連続プリント速度		A 4 判 110 枚／分以上 A 3 判, B 4 判 60 枚／分以上
プリント倍率	任意倍率	25～400% (1%刻み) の範囲が可能
給紙方法		5 段給紙トレイ以上, 3,000 枚以上セット可能
編集機能		画像編集及びページ編集が可能であること

(自動原稿送り装置)

名 称		機 能 等
自動原稿送り	原稿サイズ	最大 A 3 判
	原稿読み取りスピード	100 枚／分以上 (A 4 片面)
	原稿収容枚数	100 枚 (両面原稿 200 枚以上)
※B 5 判～A 3 判の場合でも、原稿送りができること		
※両面同時読み取りが可能なこと		

(ホチキス製本装置)

ホチキス	用紙サイズ	A4～A3判
	用紙枚数	2枚～100枚の範囲が可能 (A4判)
	綴じ数	1ヶ所又は2ヶ所
	その他	中綴じ製本機能はA3判で20枚が可能であること

(自動無線綴機)

用紙サイズ	A4判
製本スピード	A4判100ページ/1冊で1時間に65冊以上
製本厚さ	1ミリ～50ミリの範囲が可能
その他	独立した外部製本機でも可とする

(その他)

設置スペース	幅 6.60m×奥行 4.50mのスペースに機器が設置可能であり、印刷作業が可能であること
印刷原稿	紙原稿及びUSBメモリなどの電子媒体による原稿 (Word, Excel, PowerPoint, PDF)に対応が可能であること パソコンを接続する場合には※1のとおりとする
枚数計算	1ヶ月ごとに、プリントした枚数の合計又は1原稿ごとのプリント枚数が集計可能であること

(※1 パソコンを接続する場合)

サイズ	ノート型、A4サイズ
メモリ	8GB以上
OS	Windows 10 Pro(64ビット)
アプリケーションソフト	Microsoft Office 2016 Professional , Adobe Acrobat Reader DC
セキュリティソフト	浄書コーナー内はインターネット及び電話回線網に接続できない。パソコンを使用する場合には、本市が用意するセキュリティソフトをインストールし、受注者が適宜パターンファイルのアップグレード、更新等を実施すること。
その他	機器との接続に必要なHUB、ケーブル等も用意し、配線、設定を行うこと

8 一般事項

- (1) 受注者は、業務責任者を選任し、業務の遂行について本市との連絡調整にあたらせるものとする。
- (2) 本業務に関し、本庁舎に出入りする際には、本市に対し連絡を行なうこと。また、本庁舎内での作業については、本市の指示に従うこと。

9 機器の搬入、設置・調整・撤去作業

- (1) 機器の搬入及び撤去作業は、事前に本市と協議し本市の指示に従うこと。
- (2) 機器の搬入、設置・調整・撤去の際に必要なケーブル等の機材は、全て受注者側の負担で用意すること。
- (3) 本仕様書に記載がなくとも、当然実施すべきと判断される作業等については適切に行なうこと。

10 納入機器の検査

- (1) 検査は、本市契約規則に基づき行なうものとする。
- (2) 機器賃貸借の開始までに動作テストを行い、本市の承認を得ること。
- (3) 納入機器に不良箇所等があった場合には、速やかに交換すること。

11 研修

- (1) 設置後本市の職員等に対し、本機器を適切に操作できるよう、操作方法等について次により十分な研修を行なうこと

ア 操作研修（毎年）

- ① 受講対象 : 本市職員等
- ② 講習回数 : 1年間に10回程度（初年度のみ15回程度）
- ③ 受講人数 : 1回につき7人程度
- ④ 講習時間 : 1回につき1時間程度（1日に2回程度）

イ 操作マニュアルの提供

操作研修受講者に対して操作マニュアルを作成し、紙で配布すること。

- (2) 研修場所は本庁舎2階浄書コーナー内とする。
- (3) 研修のための機器については、今回調達する機器を利用すること。
- (4) 研修内容の詳細及びスケジュールは受注者と本市で別途協議するが、機器導入直後についてはできるだけすみやかに操作研修を実施するものとする。
- (5) 研修講師、研修資料の作成及び研修機器の持込み等にかかる経費は、受注者の負担とする。
- (6) その他、機器を設置する室内に、本市職員等が機器を円滑に操作できるよう、電源のオン・オフ等、操作方法について分かりやすく表示すること。

1 2 機器の保守

賃貸借期間内において、次の保守を行なうこと。

- (1) 本調達で導入する機器に対して、月2回以上定期的に保守点検を実施すること。
- (2) 保守点検には消耗品の補充も含めるものとする。ただし、プリント用紙、製本用ホチキス及び自動無線綴機に係るカッター、接着剤等の消耗品の補充は含めないものとする。
- (3) 本調達で導入する機器に障害が発生した場合、本市から連絡を受けてから半日以内に復旧作業に着手すること。
- (4) 障害の復旧作業は、部品の修理・交換等を含めて作業開始から1日以内に終わらせること。
- (5) 本調達で導入する機器に通常の使用で障害が発生した場合、部品の修理・交換等は全て無償で行なうこと。
- (6) 年末年始を除く平日9時から17時半までの間は電話によるヘルプデスクを開設することとし、機能・操作等に関する問い合わせ対応を行うこと。
- (7) 機器設置場所である仙台市役所2階浄書コーナーには本市職員は常駐せず、財政局契約課職員が機器の使用予約受付及び部屋の鍵を管理するのみである。当該条件を踏まえたうえで保守を行なうこと。

1 3 その他

(1) 提出書類

提出書類及び時期については、次の通りとする。また、提出書類は、全て日本語で記載し、原則としてA4判で作成すること。

ア 業務責任者及び業務担当者届 契約日の翌日 1部

イ 導入調整作業報告書 導入調整作業完了後2日以内 1部

ウ 利用者用操作マニュアル（上記1 1（1）イにあたるもの）

導入調整作業報告書提出日 5部及び電子データ

(2) 保険

受注者は賃貸機器に対して、受注者の負担で動産総合保険に加入すること。

(3) プリント枚数

本調達で導入する機器でプリントする使用想定枚数及び過去の使用実績は、別紙1のとおりである。

(4) 支払いの条件

賃借料は、1か月分を翌月請求により支払う。

月毎・年間使用想定枚数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	852,000	720,000	879,000	683,000	853,000	568,000	638,000	734,000	572,000	449,000	779,000	1,170,000	8,897,000

【参考】年度別使用枚数実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成26年度	799,500	572,388	732,297	773,355	712,207	616,110	788,500	675,819	686,361	548,530	680,723	1,354,452	8,940,242
平成27年度	547,280	678,539	1,033,695	834,755	1,486,965	512,838	559,086	801,611	481,093	382,929	817,368	1,200,590	9,336,749
平成28年度	1,076,819	897,094	790,550	705,854	882,383	569,320	590,613	941,118	523,289	543,800	765,185	940,653	9,226,678
平成29年度	955,724	695,633	1,029,627	565,242	593,818	652,368	629,460	712,906	664,389	366,723	720,986	1,114,489	8,701,365
平成30年度	876,455	755,796	805,029	532,506	585,540	488,854	619,070	533,607	504,622	398,419	908,607	1,238,614	8,247,119
月毎平均	851,156	719,890	878,240	682,342	852,183	567,898	637,346	733,012	571,951	448,080	778,574	1,169,760	8,890,431